

第4編

林野火災害対策編

林野火災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 林野火災に強いむらづくり

(全 課)

第1 基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第2 主な取り組み

- 1 県、関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を確立する。
- 2 林野火災対策計画に基づく予防対策を実施する。

第3 計画の内容

1 林野火災対策計画の確立

(1) 基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

(ア) 特別警戒実施計画

- a 特別警戒区域
- b 特別警戒時期
- c 特別警戒実施要領

- (イ) 消防計画
 - a 消防分担区域
 - b 出動計画
 - c 防ぎょ鎮圧要領
- (ウ) 資機材整備計画
- (エ) 防災訓練の実施計画
- (オ) 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

(1) 基本方針

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(2) 実施計画

村は、林野火災予防のため、次の事業を行うものとする。

ア 防火思想の普及

- (ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- (イ) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。
- (ウ) 自主防災組織の育成を図る。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- (ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。
- (イ) 林野火災予防マップ作成の推進を図る。
- (ウ) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム(治山ダムへの開閉装置の設置)、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。
- (エ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。

ウ 山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視

エ 林野所有(管理)者に対する指導

- (ア) 火の後始末の徹底
- (イ) 防火線・防火樹帯の設置
- (ウ) 自然水利の活用による防火用水の確保
- (エ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。
- (オ) 火災多発期における見回りの強化
- (カ) 消火のための水の確保等

オ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

第2節 林野火災防止のための情報の充実

(全 課)

(消防署)

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 気象情報の収集体制の整備

(1) 基本方針

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】(長野地方気象台)

(ア) 気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。

(イ) 火災気象通報業務に関する協定に基づき通報様式により県に通報する。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、県警ヘリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(全 課)

(消防署)

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

第2 主な取組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡関係

(1) 基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。また、必要に応じヘリ、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

防災行政無線、携帯電話等を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備する。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 職員の参集等活動体制の確認を行う。

(イ) 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

3 消火活動関係

(1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

(ア) 村、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

(イ) 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

(ア) 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

(イ) 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2章 災害応急対策計画

(全 課)

(消防署)

第1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1節 林野火災の警戒活動

第1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第2 主な活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災の発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

2 実施計画

【村が実施する対策】

ア 火入れによる出火を防止するため、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限

(ア) 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

- (イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。
- (ウ) 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

(全 課)

(消防署)

第1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

第2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

第3 活動の内容

1 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

2 実施計画

【村が実施する対策】

- (ア) ヘリコプターによる偵察の要請
- (イ) 職員の災害現場への派遣

第3節 活動体制の確立

(全 課)

(消防署、消防団)

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第2 主な活動

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡体制

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- (ア) 職員の災害現場への派遣及び状況報告
- (イ) 消防本部からの県への火災即報の送信
- (ウ) 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施

2 林野所有(管理)者の活動体制

(1) 基本方針

林野所有(管理)者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

イ 【林野所有(管理)者等が実施する対策】

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行う。

第4節 消火活動

(全 課)

(消防署、消防団)

第1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

第2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

2 実施計画

ア 【村が実施する対策】

林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずること。

- a 出動部隊の出動区域
- b 出動順路と防ぎょ担当区域
- c 携行する消防機材及びその他の器具
- d 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- e 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- f 応急防火線の設定
- g 救急救護対策
- h 住民等の避難
- i 空中消火の要請

イ 【関係機関が実施する対策】(中部森林管理局)

(ア) 国有林火災の場合の通報連絡

国有林又は国有林附近の林野火災を覚知した森林管理署等は、速やかに関係消防機関に通知するとともに、火災の拡大防止に努める。

- (イ) 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、長野県地域防災計画風水害対策編 第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊災害派遣活動」により、知事に要請するものとする。

第5節 二次災害の防止活動

(全 課)

(消防署、消防団)

第1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から県民を守るための措置を講ずる。

第2 主な活動

二次災害発生を防止する措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供をおこなう。

第3 活動の内容

二次災害の防止

1 基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

2 実施計画

ア 【村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第3章 災害復旧計画

(全 課)

(消防署)

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

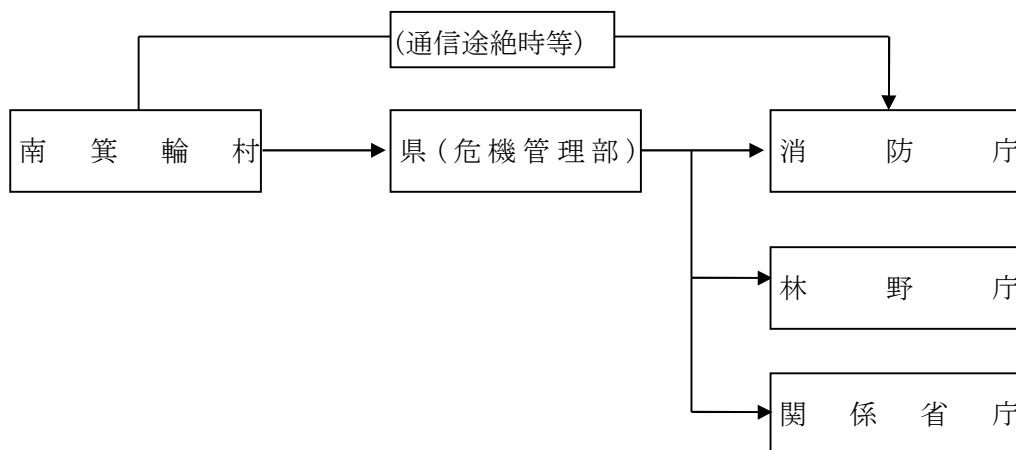
2 実施計画

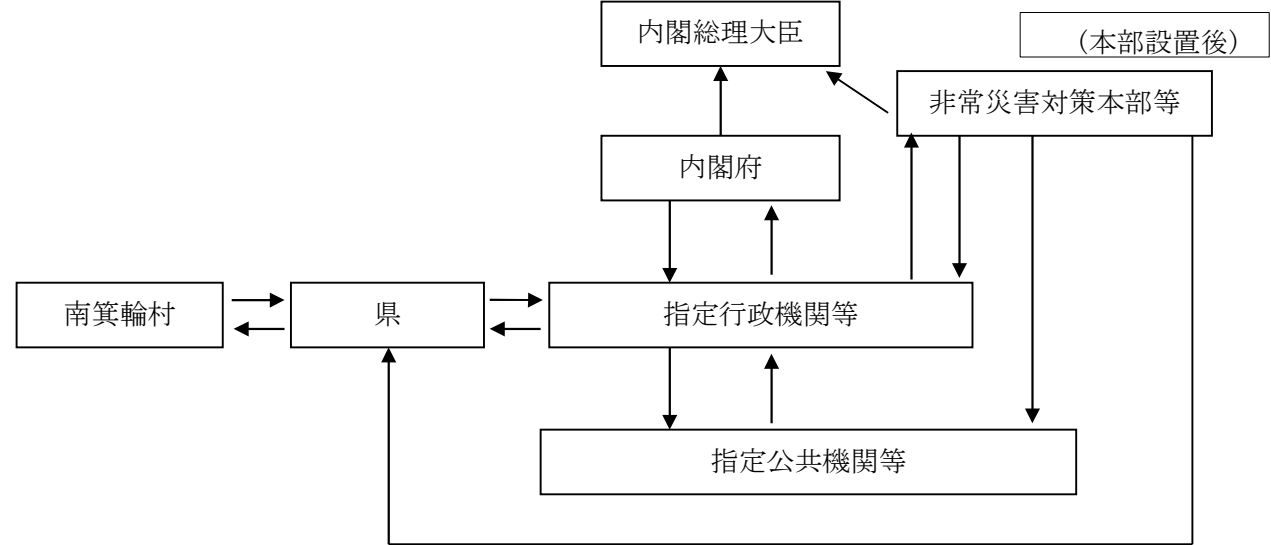
【村が実施する対策】

雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

林野火災における連絡体制

(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡及び一般被害情報等の収集





※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。